

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-31)

施策名	目標6-3 国際協調による取組					
施策の概要	化学物質関係の各条約(POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約)、水銀に関する水俣条約)に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、我が国の汚染状況をモニタリングすると共に、東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	451	527	604	740
		補正予算(b)	-1	-1	-1	0
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	450	526	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	425	466	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①POPs条約対応のため残留状況を測定した物質数(候補物質も含む。)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	○
		-	10	15	16	16	14	16	
	年度ごとの目標値	/	12	12	12	12	16	/	
	②途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数(累積)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		0	-	-	0	2	4	10	
	年度ごとの目標	/			0	2	4	/	
	③GHSに基づく環境有害危険性分類を実施した分類物質数(再分類を含む)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	-
177		154	160	180	177	150	177		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①POPs条約の有効性評価に資するため、モニタリング調査を実施したPOPs条約対象物質及び候補物質数の実績値(直近5年間の合計値)が、選定要件より設定した目標値を上回っているため。 ②水銀対策について、新たに水銀含有廃棄物処理に関するJICAの民間連携事業1件の採択に貢献したほか、UNEP-IETCの世界水銀廃棄物アセスメントの実施を支援した。 ③化審法、化管法等においてリスクが懸念されている物質について、GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals; 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に基づく環境危険有害性の分類を着実に実施した。
	施策の分析	①POPs条約の有効性評価に資するため、国内実施計画に基づき国内のモニタリングを行うとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを実施し、各国との協力体制の構築に貢献した。 ②水銀実態調査の実施、日本の水銀対策技術の国際展開等を通じた水銀に関する水俣条約の効果的な実施に向けた各国との連携を進めた。 ③GHSに基づく環境危険有害性の分類(再分類を含む)を行い、GHSに基づく事業者のラベル表示・SDS(安全データシート)作成を支援した。

結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>①POPs条約の対象物質の増加に対応しつつ、条約の内容に照らし、条約事務局に提出する有効性評価及び国内の汚染状況の把握のため、POPsモニタリングを今後も継続して行う。</p> <p>②我が国が持つ技術・知見等のリソースの把握・活用を進め、各国に対する水銀に関する水俣条約の締結促進並びに、自国の実態評価及び対策の実施の推進に資する取組を国際機関等とも連携して行う。</p> <p>③国連GHS文書は2年毎に改定されているところ、常に最新の分類基準に基づいたGHS分類を今後も継続して行う。</p>
		【測定指標】	<p>①今後も引き続き、「化学物質環境実態調査のあり方について」の調査対象物質選定要件に基づいて残留状況を測定する物質数を指標とする。</p> <p>②相手国の内部手続き、我が国との会計年度の違い等により案件形成のタイミングがずれるケースもあるが、世界の水銀対策を推進する目的から、今後も引き続き、「途上国等の水銀対策に係るプロジェクトを形成・支援した数」を指標とする。</p> <p>③今後も引き続き、最新の情報に基づきGHS分類(再分類を含む)を実施した物質数を指標とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①POPs条約対応のため、「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を実施し、その検討結果を取組に反映させている。</p> <p>①SAICM国内実施計画に基づき、「化学物質と環境に関する政策対話」を実施し、学識経験者、市民、事業者、行政学識経験者等の様々な主体による意見交換を行っている。</p> <p>②水銀に関する水俣条約については、「水銀モニタリングに関する国内検討会」を通して、条約の効果的な実施に向けた知見のインプットを行っているほか、途上国向けのワークショップにおいて有識者による講義を取り入れている。</p> <p>③GHS分類に関して、毎年国連で開催されているGHSに関する会合に参加した学識経験者から最新の情報を入手し、取組に反映させている。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(化学物質環境実態調査のあり方に関する検討会) 平成29年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第23回)資料2-3)</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境安全課・環境保健企画管理課水銀対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 水銀対策推進室長 西前 晶子	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------------	--------------------	-----------------------------------	----------	---------